

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	7
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	7
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	7
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	7
道人事委員会規則	
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	10
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定（3件）.....	10

告 示
北海道告示第296号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。 令和4年5月10日 北海道知事 鈴木直道 退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 令和4.3.31 理 事 飯塚典之 北見市留辺蘂町旭中央24番地20
北海道告示第297号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 令和4年5月10日 北海道知事 鈴木直道 認可年月日 土地改良区名 令和4.4.25 江部乙土地改良区 同 訓子府土地改良区

同 帯広市土地改良区
北海道告示第298号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和4年5月10日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示
北海道オホーツク総合振興局告示第98号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年5月10日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 和 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ロータリー除雪車（2.6m／3,400 t 級） 1 台

（交換契約によりロータリー除雪車1台を契約の相手方に供し、ロータリー除雪車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年5月10日（火）から同年6月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和4年6月20日（月）午前10時（送付による場合は、同月17日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
- (3) 電 話 番 号 0152-41-0708

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Rotary Snow Remover (length 2.6 meters / 3,400 tons class) Quantity 1
(One Rotary Snow Remover will be provided to the contractor under the exchange contract, and one Rotary Snow Remover will be procured from the contractor.)
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 20, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than June 17, 2022)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan
Phone : 0152-41-0708

北海道オホーツク総合振興局告示第99号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年5月10日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 和 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
路面清掃車（真空式 両ブラシ） 2台
(交換契約により路面清掃車2台を契約の相手方に供し、路面清掃車2台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和5年3月31日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和4年5月10日（火）から同年6月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入 札 日 時 令和4年6月20日（月）午前10時30分（送付による場合は、

同月17日（金）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 093－8670 網走市北7条西3丁目 (3) 電 話 番 号 0152－41－0708 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Road Cleaning Vehicle (Vacuum Type Both Brushes) Quantity 2 B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., June 20, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than June 17, 2022) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk	General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan Phone : 0152-41-0708 道 人 事 委 員 会 規 則 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年5月10日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1442 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－85）の一部を次のように改正する。 別表第2中「1,215円」を「1,225円」に、「1,284円」を「1,295円」に、「1,316円」を「1,327円」に、「1,349円」を「1,360円」に、「1,381円」を「1,393円」に、「743円」を「749円」に、「248円」を「250円」に改め、同表備考中「79円」を「80円」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、令和4年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。 道 収 用 委 員 会 告 示 北海道収用委員会告示第1号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 令和4年5月10日 北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳 1 事件名 令和4年（収）第1号北海道新幹線新函館北斗・札幌間線路建設工事（虻田郡倶知安町字比羅夫地内）収用事件 2 起業者の名称 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
--	---

3 事業の種類						北海道新幹線新函館北斗・札幌間線路建設工事					
						4 裁決手続開始を決定する土地					
使用裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
虻田郡倶知安町字比羅夫	475番69	山林	1,402	1,402.54	534.10	市川 春代	虻田郡倶知安町字比羅夫475番地69 ただし、登記記録上の住所は、苫小牧市旭町四丁目1番20号	なし	なし	なし	なし
	475番71	山林	4,959	4,964.67	40.66		虻田郡倶知安町字比羅夫475番地69				
5 裁決手続開始決定の日 令和4年4月22日											
北海道収用委員会告示第2号											
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。											
令和4年5月10日											
北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳											
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
余市郡赤井川村字明治	18番9	山林	661	661.02	34.41	飯島 幹英	長野県松本市板場288番地7 ただし、登記記録上の住所は、兵庫県神戸市東灘区森北町一丁目3番18号	なし	なし	なし	なし
5 裁決手続開始決定の日 令和4年4月22日											
北海道収用委員会告示第3号											
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。											
令和4年5月10日											
北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳											
1 事件名 令和4年（収）第2号 北海道新幹線新函館北斗・札幌間線路建設工事（余市郡赤井川村字明治地内）収用事件											
2 起業者の名称 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構											
3 事業の種類 北海道新幹線新函館北斗・札幌間線路建設工事											
4 裁決手続開始を決定する土地											

4 裁決手続開始を決定する土地

使用裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	使用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
余市郡赤井 川村字明治	18番9	山林	661	661.02	34.41	飯島 幹英	長野県松本市板場288番地7 ただし、登記記録上の住所は、兵庫 県神戸市東灘区森北町一丁目3番18 号	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

令和4年4月22日
